

○測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加
資格審査要綱

平成17年6月20日

告示第116号

改正 平成22年12月27日告示第19号

平成24年12月21日告示第29号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、那賀町が発注する建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者について必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

(入札に参加することができない者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者

(申請書)

第3条 入札に参加する資格(以下「資格」という。)の審査を受けようとする者は、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めるときは、当該期間外に申請することができる。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、町長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 営業に関し法律上必要とされる登録の証明書又はその写し
- (2) 営業所一覧表
- (3) 測量等実績調書
- (4) 技術者経歴書
- (5) 納税証明書(所轄税務署等が発行したもの)
- (6) 法人にあっては商業登記簿の謄本、個人にあっては身分証明書(所轄の市町村長が発行したもの)又はその写し

(7) 法人にあつては申請の直前1年の各事業(営業)年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人にあつては申請の直前1年の各事業(営業)年度の貸借対照表及び損益計算書

(8) その他町長が必要と認める書類

(申請の提出期間)

第4条 前条の申請書は、徳島県の区域内に主たる営業所を有するもの(以下「県内業者」という。)については、毎年1月15日から3月15日までに、その他の建設業者(以下「県外業者」という。)については平成18年1月15日から3月15日までを最初の期間とする隔年ごとの1月15日から3月15日までに提出しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(資格審査)

第5条 町長は、前2条の規定による申請書の提出を受けたときは、町長が別に定める基準により審査し、資格を認定する。

2 前項の規定による資格の認定は、前条ただし書の規定により申請書が提出された場合を除き、県内業者については毎年5月1日に、県外業者については平成18年5月1日を最初の期日とする隔年ごとの5月1日に行うものとする。

(資格の有効期間)

第6条 資格の有効期間は、県内業者及び県外業者にあつては前条第2項に規定する認定日から起算して2年間とする。

2 第3条第1項ただし書の規定により申請した場合における資格の有効期間は、町長が申請書を受領した日の属する月の初日から起算して2箇月を経過した日(以下「経過日」という。)から県内業者にあつては経過日に最も近い4月30日、県外業者にあつては平成18年4月30日を最初の期日とする隔年ごとの経過日に最も近い4月30日までとする。

(資格の取消し)

第7条 町長は、第2条各号又は次の各号のいずれかに該当すると認められる者の資格を取り消すことがある。

2 町長は、前項の資格を取り消した者を、当該資格を取り消した日から2年間入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- (2) 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 町長は、前項の規定により資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

(変更届)

第8条 資格を有している者が、次の各号のいずれかに変更があったときは、申請書変更届及び関係書類を添付して、30日以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる営業所の所在地又は電話番号
- (4) 登録を受けた業種
- (5) 使用印又は実印
- (6) 委任状(年間委任している場合)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に定める事項

(共同受付)

第9条 徳島県に入札参加資格を申請し資格者となった者を那賀町の資格者とすることができる。

2 前項による申請書の内容に変更があった時は、第8条の規定を準用する。この場合において、「申請者」とあるのは、「第10条第1項の規定により那賀町の資格者となった者」と読み替えるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成17年6月20日から施行する。

附 則(平成22年12月27日告示第19号)

この要綱は、平成22年12月28日から施行する。

附 則(平成24年12月21日告示第29号)

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。